

## 新型コロナウイルス感染症に関する主な商品の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス感染症」といいます）に関する主な商品の補償の取扱いについて以下のとおりご案内します。

感染症法（注1）における「感染症」は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症に分類されています。新型コロナウイルス感染症は、感染症法（注1）施行規則の改正により、2023年5月8日以降、感染症法上の分類が「新型インフルエンザ等感染症（二類相当）」から「五類感染症」に変更（注2）されるため、以下のとおり補償内容が変更となります。

（注1）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。

（注2）分類変更に関する厚生労働省令は未公布（4月下旬頃を予定）のため、感染状況等を踏まえて法令改正方針が変更となるなど、補償内容に影響を及ぼす状況変化が生じる可能性があります。補償内容に影響を及ぼす状況変化が発生した場合にのみ、別途ご案内をします。

なお、以下において「みなし入院」とは、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合に「入院」として取扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特例取扱いをいいます。「みなし入院」の取扱いについては、別紙「新型コロナウイルス感染症における「入院」の特例取扱いの終了について」をご確認くださいようお願いします。

### 1. 傷害保険

※記載のない商品でも、「特定感染症」を冠した特約がセットされている場合、下記の取扱いに準じます。

#### (1) タフ・ケガの保険

※パーソナル生活補償保険（傷害補償特約セット）またはパーソナル総合傷害保険をいいます。

対象特約	保険金のお支払いについて	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象としている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染症」に該当するため、保険金のお支払い対象となります。 ※保険始期日（または中途付帯日）からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては保険金をお支払いできません。ただし、継続契約には適用しません。	新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象としている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染症」に該当しなくなるため、保険金のお支払い対象外となります。

#### (2) 団体総合生活補償保険

対象特約	保険金のお支払いについて	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象としている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染症」に該当するため、保険金のお支払い対象となります。	新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象としている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染症」に該当しなくなるため、保険金のお支払い対象外となります。
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	※保険始期日（または中途付帯日）からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては保険金をお支払いできません。ただし、継続契約には適用しません。	
疾病補償特約等の疾病を補償する特約	新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保険金のお支払い対象となります。 ※2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いは終了いたします。	
所得補償特約	新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、就業不能となった場合、保険金のお支払い対象となります。	

#### (3) 学生・子ども総合保険

対象特約	保険金のお支払いについて	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象としている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染症」に該当するため、保	新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象としている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染症」に該当しなくなるた

対象特約	保険金のお支払いについて	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
	<p>險金のお支払い対象となります。</p> <p>※保険始期日（または中途付帯日）からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては保険金をお支払いできません。ただし、継続契約には適用しません。</p>	<p>め、保険金のお支払い対象外となります。</p>
<p>疾病補償基本特約等の疾病を補償する特約</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>※2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いは終了いたします。</p>	

(4) 海外旅行保険・eとらべる海外旅行保険

※海外旅行保険にセット可能な救済者費用等補償特約、事業主費用補償特約、緊急一時帰国費用補償特約、本人死亡帰国補償特約については、疾病等所定の条件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。

対象特約（注）	保険金のお支払いについて	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
<p>疾病死亡保険金支払（感染症範囲変更型）特約</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により、旅行期間中に死亡した場合や、旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により旅行期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合に、保険金のお支払い対象となります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により、次のいずれかの期間内に死亡した場合に保険金のお支払い対象となります。</p> <p>①旅行期間中に死亡した場合</p> <p>②次のいずれかを原因として、旅行期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、旅行期間終了後72時間以内に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行期間中に発病した新型コロナウイルス感染症</li> <li>・旅行期間終了後72時間以内に発病した新型コロナウイルス感染症（旅行期間中に感染したものに限り）</li> </ul>
<p>治療・救済費用補償（感染症範囲変更型）特約</p>	<p>旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により、旅行期間終了後30日以内に治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。</p>	<p>旅行期間中または旅行期間終了後72時間以内に新型コロナウイルス感染症を発病し、旅行期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。ただし、旅行期間終了後に発病した場合は、旅行期間中に感染したものに限りです。</p>
<p>疾病治療費用補償（感染症範囲変更型）特約 ※海外旅行保険のみ</p>		

（注）保険始期により、特約名称が異なる場合があります。

(5) 学校旅行総合保険

普通保険約款	保険金のお支払いについて	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
<p>海外疾病死亡危険補償条項</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により、旅行期間中に死亡した場合や、旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により旅行期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合に、保険金のお支払い対象となります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により、次のいずれかの期間内に死亡した場合に保険金のお支払い対象となります。</p> <p>①旅行期間中に死亡した場合</p> <p>②次のいずれかを原因として、旅行期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、旅行期間終了後48時間以内に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行期間中に発病した新型コロナウイルス感染症</li> <li>・旅行期間終了後48時間以内に発病した新型コロナウイルス感染症（旅行期間中に感染したものに限り）</li> </ul>
<p>海外疾病治療費用補償条項</p>	<p>旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により、旅行期間終了後14日以内</p>	<p>旅行期間中または旅行期間終了後48時間以内に新型コロナウイルス感染症を発病</p>

普通保険約款	保険金のお支払いについて	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
	に治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。	し、旅行期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。ただし、旅行期間終了後に発病した場合は、旅行期間中に感染したものに限りです。
弔慰費用補償条項	前記、海外疾病死亡危険補償条項の保険金のお支払い対象となる場合に該当し、旅行参加者の法定相続人に弔慰金を支払った場合に、保険金のお支払い対象となります。	

(6) 海外旅行傷害保険

※「感染症範囲変更（感染症法準拠）特約」「指定感染症追加補償特約」「特定感染症追加補償特約」が自動セットされます。

対象約款	保険金のお支払いについて（注1）	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
疾病死亡保険金支払特約	新型コロナウイルス感染症により旅行期間中に死亡した場合や、旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により旅行期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合に、保険金のお支払い対象となります。	新型コロナウイルス感染症により、次のいずれかの期間内に死亡した場合に保険金のお支払い対象となります。 ①旅行期間中に死亡した場合 ②次のいずれかを原因として、旅行期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、旅行期間終了後48時間以内に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。 ・旅行期間中に発病した新型コロナウイルス感染症 ・旅行期間終了後48時間以内に発病した新型コロナウイルス感染症（旅行期間中に感染したものに限る）
疾病治療費用補償特約	旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により、旅行期間終了後14日以内に治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。	旅行期間中または旅行期間終了後48時間以内に新型コロナウイルス感染症を発病し、旅行期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。ただし、旅行期間終了後に発病した場合は、旅行期間中に感染したものに限りです。
クレジットカード用海外旅行傷害保険特約 └疾病治療費用保険金	旅行期間中に感染した新型コロナウイルス感染症により、旅行期間終了後14日以内に治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。	旅行期間中または旅行期間終了後48時間以内に新型コロナウイルス感染症を発病し、旅行期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始した場合に、保険金のお支払い対象となります。ただし、旅行期間終了後に発病した場合は、旅行期間中に感染したものに限りです。
外国人研修生特約 └疾病死亡保険金 └疾病治療費用保険金 (注2)	前記（4）海外旅行保険「疾病死亡保険金支払（感染症範囲変更型）特約」、「疾病治療費用補償（感染症範囲変更型）特約」と同様です。	

(注1) 記載されている以外の特約のセットにより、上記お支払い条件が異なることがあります。

(注2) 「支払条件変更に関する特約（外国人研修生特約用）」が自動セットされます。

(7) 団体長期障害所得補償保険（GLTD）・所得補償保険

対象約款	保険金のお支払いについて	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
団体長期障害所得補償保険（GLTD） 普通保険約款 所得補償保険 普通保険約款	新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、就業不能（就業障害）となった場合、保険金のお支払い対象となります。	

## 2. 企業向けの保険

### (1) 休業損失を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
生産物賠償責任保険 旅館賠償責任保険 店舗賠償責任保険	・食中毒・特定感染症利益補償特約	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(注1)</p> <p>&lt;事故日が2023年5月8日以降の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象としている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染症」に該当しなくなるため、補償対象外となります。</p>
タフビズ事業活動総合保険	[2015年9月以前始期] (注2) ・休業損害補償特約 (ワイド用) ・休業損害補償特約 (ベーシック用)	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(注1) (注3)</p>
	[2015年10月以降 2020年12月以前始期] (注4) ・普通保険約款 休業損害補償条項 (エコノミープランは対象外)	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症による緊急対応費用を補償します。(1事故につき20万円の定額、保険年度ごとに1回) (注1) (注3)</p> <p>&lt;事故日が2023年5月8日以降の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は感染症法上における五類感染症への移行(2023年5月8日付)に伴い、同日より「消毒その他の措置」の適用対象外となります。 「消毒その他の措置」がなされない場合、保険金をお支払いする場合(保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置により損失等が生じた場合)に該当せず、補償の対象外となります。</p>
	[2021年1月以降始期] (注5) ・普通保険約款 休業損害補償条項 (エコノミープランは対象外)	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(補償限度期間14日間・支払保険金500万円限度の補償)</p> <p>&lt;事故日が2023年5月8日以降の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は感染症法上における五類感染症への移行(2023年5月8日付)に伴い、同日より「消毒その他の措置」の適用対象外となります。 「消毒その他の措置」がなされない場合、保険金をお支払いする場合(保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置により損失等が生じた場合)に該当せず、補償の対象外となります。</p>
企業財産包括保険	[2015年9月以前始期] (注2) ・休業損害補償特約 (企業財産包括保険用)	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(注1) (注3)</p>



商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
	<p>[2015年10月以降 2020年12月以前始期] (注4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒・特定感染症利益補償特約 (利益保険金用)</li> <li>・休業損害補償特約 (限定型)</li> <li>・休業損害補償特約</li> </ul> <p>※特約名称は保険始期によって異なります。</p>	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症による緊急対応費用を補償します。(1事故につき20万円の定額、保険年度ごとに1回) (注1) (注3)</p> <p>&lt;事故日が2023年5月8日以降の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は感染症法上における五類感染症への移行(2023年5月8日付)に伴い、同日より「消毒その他の措置」の適用対象外となります。 「消毒その他の措置」がなされない場合、保険金をお支払いする場合(保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置により損失等が生じた場合)に該当せず、補償の対象外となります。</p>
	<p>[2021年1月以降始期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒・特定感染症利益補償特約 (利益保険金用)</li> <li>・休業損害補償特約 (限定型)</li> <li>・休業損害補償特約</li> </ul>	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(補償限度期間14日間・支払保険金500万円限度の補償)</p> <p>&lt;事故日が2023年5月8日以降の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は感染症法上における五類感染症への移行(2023年5月8日付)に伴い、同日より「消毒その他の措置」の適用対象外となります。 「消毒その他の措置」がなされない場合、保険金をお支払いする場合(保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置により損失等が生じた場合)に該当せず、補償の対象外となります。</p>
企業費用・利益総合保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒・特定感染症利益補償特約 (注4)</li> </ul>	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症による緊急対応費用を補償します。(1事故につき20万円の定額、保険年度ごとに1回) (注1) (注3)</p>
店舗休業保険	<p>[2015年9月以前始期] (注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗休業保険自動追加特約</li> </ul>	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。(注1)</p>
事業財産総合保険	<p>[2021年3月以前始期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業損失限定危険補償特約 (注4)</li> </ul>	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症による緊急対応費用を補償します。(1事故につき20万円の定額、保険年度ごとに1回) (注1) (注3)</p> <p>&lt;事故日が2023年5月8日以降の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は感染症法上における五類感染症への移行(2023年5月8日付)に伴い、同日より「消毒その他の措置」の適用対象外となります。 「消毒その他の措置」がなされない場合、保険金をお支払いする場合(保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置により損失が生じた場合)に該当せず、補償の対象外となります。</p>
	<p>[2021年4月以降始期]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業損失限定危険補償特約</li> </ul>	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。</p>

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
		<p>す場合に保険金のお支払い対象となります。（補償限度期間 14 日間・支払保険金 500 万円限度の補償）</p> <p>&lt;事故日が 2023 年 5 月 8 日以降の場合&gt;            新型コロナウイルス感染症は感染症法上における五類感染症への移行（2023 年 5 月 8 日付）に伴い、同日より「消毒その他の措置」の適用対象外となります。</p> <p>「消毒その他の措置」がなされない場合、保険金をお支払いする場合（保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置により損失が生じた場合）に該当せず、補償の対象外となります。</p>
フランチャイズ・チェーン総合保険	・普通保険約款・休業損失補償条項（注 4）	<事故日が 2023 年 5 月 7 日以前の場合> 新型コロナウイルス感染症による緊急対応費用を補償します。（1 事故につき 20 万円の定額、保険年度ごとに 1 回）（注 1）（注 3）
タフビズ賠償総合保険、タフビズ建設業総合保険	[2020 年 12 月以前始期]（注 4） ・食中毒・特定感染症利益補償特約	<事故日が 2023 年 5 月 7 日以前の場合> 新型コロナウイルス感染症による緊急費用を補償します。（1 事故につき 20 万円の定額、保険年度ごとに 1 回）（注 1）（注 3）
	[2021 年 1 月以降 2021 年 9 月以前始期] ・食中毒・特定感染症利益補償特約	<事故日が 2023 年 5 月 7 日以前の場合> 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。（補償限度期間 14 日間・支払保険金 500 万円限度の補償）
	[2021 年 10 月以降始期] ・休業損害補償特約（注 6）	<p>&lt;事故日が 2023 年 5 月 7 日以前の場合&gt;            新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする感染症に該当するため、その他の要件を満たす場合に保険金のお支払い対象となります。（補償限度期間 14 日間・支払保険金 500 万円限度の補償）</p> <p>&lt;事故日が 2023 年 5 月 8 日以降の場合&gt;            新型コロナウイルス感染症は感染症法上における五類感染症への移行（2023 年 5 月 8 日付）に伴い、同日より「消毒その他の措置」の適用対象外となります。</p> <p>「消毒その他の措置」がなされない場合、保険金をお支払いする場合（保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置により損失等が生じた場合）に該当せず、補償の対象外となります。</p>

(注1) 2020年2月1日（新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日）以降の事故に限ります。

(注2) 「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」が自動セットされます。

(注3) 新規契約の始期日または特約等の中途セット日以降、補償の対象とならない期間（14日間）を設定します。

(注4) 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」が自動セットされます。

(注5) 「休業損害補償条項の特定感染症に関する自動追加特約」が自動セットされます。

(注6) 「食中毒・特定感染症補償対象外特約」を同時にセットする場合は除きます。

※対象施設が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されまたは汚染された疑いがあり、保健所等による消毒などの措置がなされ休業損失が生じた場合に限り、政府・自治体等からの要請・指示に基づく休業および自主休業は対象外です。

(2) 従業員の労災を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
タフビズ業務災害補償 保険	[2023年3月以前始期] ・特定感染症危険「後遺 障害補償保険金、入院 補償保険金および通院 補償保険金」補償特約	<事故日が2023年5月7日以前の場合> 新型コロナウイルス感染症は、特定感染症（注1）に 該当するため、保険金のお支払い対象となります。 （注2）
	[2023年4月以降始期] ・特定感染症危険「後遺 障害補償保険金、入院 補償保険金、通院補償 保険金および休業補償 保険金」補償特約	<事故日が2023年5月8日以降の場合> 新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象とし ている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感 染症」に該当しなくなるため、補償対象外となりま す。
	・特定感染症対応費用補 償（事業者費用補償特 約用）特約（注3）	<事故日が2023年5月7日以前の場合> 新型コロナウイルス感染症は、特定感染症（注1）に 該当するため、保険金のお支払い対象となります。 （注4）
		<事故日が2023年5月8日以降の場合> 新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象とし ている「感染症法第6条第7項第3号に規定する感 染症」に該当しなくなるため、補償対象外となりま す。
	・疾病補償（入院日額 型）特約 ・疾病補償（医療費用実 損型）特約	新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保 険金のお支払い対象となります。 ※2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断 された場合の「みなし入院」の取扱いは終了いたします。
	[2023年3月以前始期] ・労災認定身体障害追加 補償特約	労災認定された場合、新型コロナウイルス感染症は保 険金のお支払い対象となります。
[2023年4月以降始期] ・普通保険約款		
労働災害総合保険	普通保険約款	

(注1) 特定感染症とは、感染症法で定める一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型コロナウイルス感染症（感染症法第6条第7項第3号に規定するものをいいます）および指定感染症をいいます。

(注2) 新たに対象特約に加入された場合、保険始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては保険金をお支払いできません。ただし、継続契約には適用しません。

(注3) 「事業者費用補償（ワイド・実損型）特約」がセットされたご契約に、自動的にセットされます。

(注4) 新たに対象特約に加入された場合、保険始期日の翌日から起算して14日以内に発病した特定感染症に対しては保険金をお支払いできません。ただし、継続契約には適用しません。

(3)その他の費用損害を補償する保険

商品名	対象約款・補償条項・特約	保険金のお支払いについて
旅行事故対策費用保険	疾病危険等補償特約等の 疾病を補償する特約	新型コロナウイルス感染症は疾病に該当するため、保 険金のお支払い対象となります。
介護保険・社会福祉事 業者総合保険	感染症見舞金補償費用補 償特約	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、お支払いの対象とする 感染症に該当するため、保険金のお支払い対象となり ます。(注1)</p> <p>&lt;事故日が2023年5月8日以降の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象として いる「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染症」 に該当しなくなるため、補償対象外となります。</p>
	[2022年3月以前始期] 緊急費用補償特約	
介護保険・社会福祉事 業者総合保険	[2022年4月以降始期] 以下の特約の事故対応費 用補償条項	<p>&lt;事故日が2023年5月7日以前の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症による事故対応費用を補償 します。(対象施設の規模により設定された保険金額 を定額でお支払いします。保険年度ごとに1施設につ き1回)</p> <p>&lt;事故日が2023年5月8日以降の場合&gt; 新型コロナウイルス感染症は、約款で補償対象として いる「感染症法第6条第7項第3号に規定する感染 症」に該当しなくなるため、補償対象外となります。</p>
	・施設事業者特約 ・訪問介護事業者特約 ・社会福祉協議会特約	
約定履行費用保険	・感染症見舞金補償保険 特約 (NPO用)	
生産物賠償責任保険 旅館賠償責任保険 店舗賠償責任保険	・新型コロナウイルス等 対応費用補償特約 (注 2)	

(注1) 新たに対象特約に加入された場合、保険始期日（緊急費用補償特約は中途付帯日を含む）からその日を含  
めて10日以内に発病した新型コロナウイルス感染症に対しては保険金をお支払いできません。ただし、継続  
契約には適用しません。

(注2) 食中毒・特定感染症利益補償特約とセットでご加入いただきます。